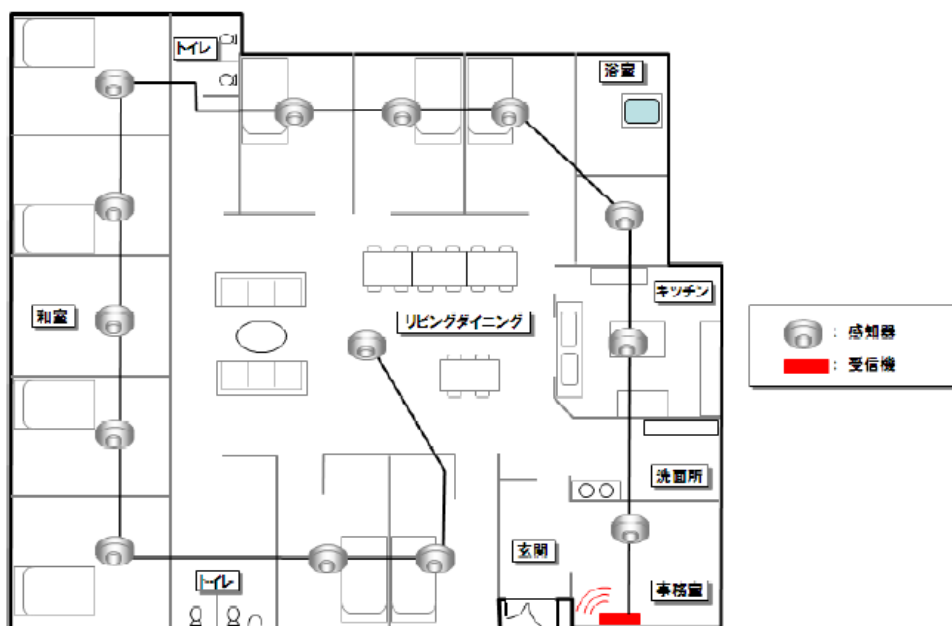


第29 特定小規模施設用自動火災報知設備

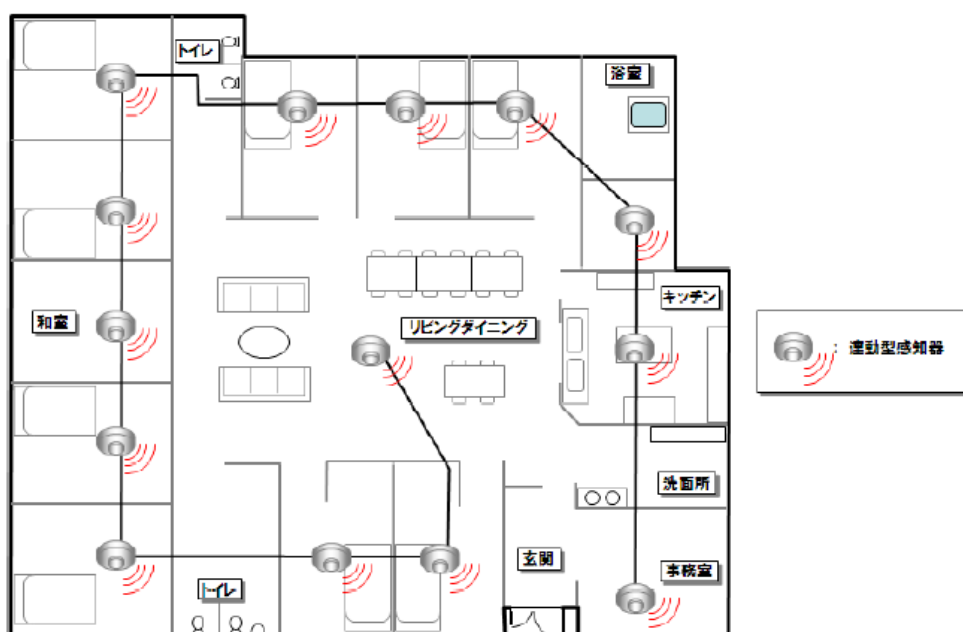
I 特定小規模施設用自動火災報知設備の構成

特定小規模施設用自動火災報知設備の構成は、次に示すものが考えられる。

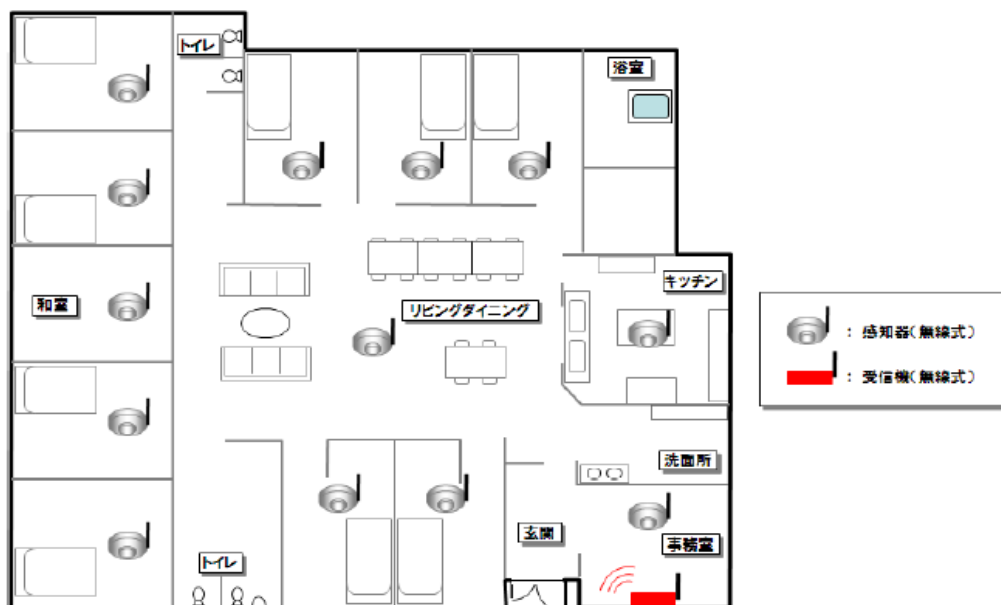
(1) P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を用いるもの



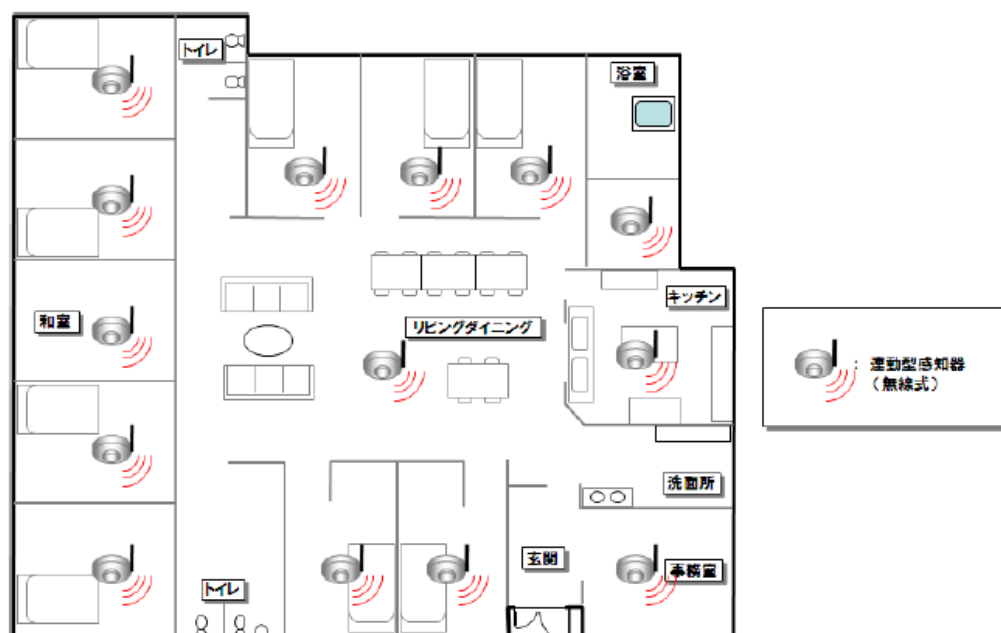
(2) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。)第2条第19号の6に規定される連動型警報機能付感知器(以下「連動型感知器」という。)を用いるもの



(3) 無線式の感知器及び受信機を用いるもの



(4) 無線式の連動型感知器を用いるもの



2 設置及び維持に関する基準

設置及び維持に関しては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下「特定小規模自火報告示」という。）によるほか、次によること。

(1) 警戒区域

ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域を

いう。)は、令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によるほか、「第10 自動火災報知設備」2(5)を準用すること。

イ 警戒区域が2以上で、全ての感知器を連動型感知器とする場合にあっては、当該感知器を感知器等規格省令第8条第18号ハに定める火災の発生した警戒区域を特定することができるものとする。

(2) 受信機

ア 「第10 自動火災報知設備」2(3)及び(4)を準用すること。

イ すべての感知器が連動型感知器である場合には、受信機を設けないことができること。

(3) 感知器

感知器の設置は、次によること。

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場所の天井(天井のない場合にあっては、屋根)又は壁((ア)に掲げる場所(床面積が30㎡以下のものに限る。)の壁に限る。)の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

(ア) 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室

なお、連続している収納室(物入れ)については、造り付けの物入れごとの水平断面積で判断するものとするが、不燃材料で区画されている場合を除き、面積を合算し2㎡以上となるものには感知器を設置すること。●

(イ) 倉庫、機械室その他これらに類する室

なお、「その他これらに類する室」とは、電気室、受水槽室、ポンプ室等が含まれるものであること。

(ウ) 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。)

a 特定小規模施設省令第2第1号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

b 特定小規模施設省令第2条第1号ハに掲げる防火対象物

c 規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物※(a及びbに掲げるものを除く)

d 警戒区域が2以上の防火対象物(aからcまでに掲げるものを除く)

※垂直距離7.5mにつき、1個の個数を、火災を有効に感知するように設けること(小規模特定用途複合防火対象物を除く)

イ 階段についてはア(ウ)の防火対象物以外の対象物にも感知器を設置すること。●

ウ 建基法上の居室とならない脱衣室等(乾燥機を設置する場合)及びリビング等と台所が同一空間に存する場合の台所にも感知器を設置すること。●

エ 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

オ 定温式スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第3条第2項第3号の

規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、公称作動温度が65度以下で特種のものとする。●

カ 感知器の設置に関する種別等の選択については、「第10 自動火災報知設備」3(1)を準用すること。

ただし、特定小規模施設のうち令別表第一(6)項口又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類することから、同基準第10-1表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱うものとする。

キ 感知器等規格省令第8条第18号ハに規定する火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型感知器の火災警報は、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであり、火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感知した階又は階段とすることであること。

また、日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することは可能であるが、メッセージはできる限り短くすること。

例：「ピー、ピー、ピー。3階で火事です。Fire、Fire.」

ク 感知器の設置場所等については、別添1及び別添2を参考とすること。

(4) 中継器

「第10 自動火災報知設備」4を準用すること。

(5) 発信機

「第10 自動火災報知設備」5を準用すること。(受信機を設ける場合に限る。)

(6) 地区音響装置

「第10 自動火災報知設備」6を準用すること。(受信機を設ける場合に限る。)

(7) 電源

常用電源及び非常電源は、次によること。

ア 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとし、当該電力を用いない場合にあっては、電池を用いるものとする。ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることができること。

なお、この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は電池を交換すること。

イ 常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、「第10 自動火災報知設備」2(1)を準用すること。

ウ 非常電源は、「第10 自動火災報知設備」2(2)を準用すること。

(8) 配線

配線は、次によること。

ア 配線は、受信機において断線等が確認できるもののほか、連動型感知器の設置により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により断

線等を確認できるものは、特定小規模自火報告令第2第3号の規定に適合するものものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

イ 「第10 自動火災報知設備」9を準用すること。

(9) 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

無線式の設置については、次によること。

ア 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を用いる場合にあっては、構成する機器ごとに(2)から(6)の基準に従って設置し、その上で確実に信号を発信又は受信できる位置を選定して設置すること。

イ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置に際し、送受信間で信号の授受が確保されているかどうかは、次により確認すること。

(ア) 消防用設備等試験結果報告書及び実地の検査

(イ) 無線機器間の距離が長い場合や構造壁がある場合などにより、法第17条の14に規定する工事着手の届出等事前に机上で電波状態の良否を判断することが必要な場合にあっては、回線設計(机上で電波状態の良否を判断する手法であり、無線方式の設計時に送受信間で信号の授受がある所定の条件で確保できるかを確認するもの)

3 警報機能付感知器に関する留意事項について

(1) 感知器等規格省令第2条第19号の5に規定される警報機能付感知器及び連動型感知器は、火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第17条第1項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、令第37条第4号に規定する火災報知設備の感知器として検定対象機械器具等の感知器として感知器等規格省令に適合することが必要となるものであり、住宅用防災警報器(以下「住警器」という。)と異なるものであること。

なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第21条の9第1項に規定する個別検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第43条第1号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることから、これにより確認することができること。

(2) 規則第23条第4項第7号の6イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。

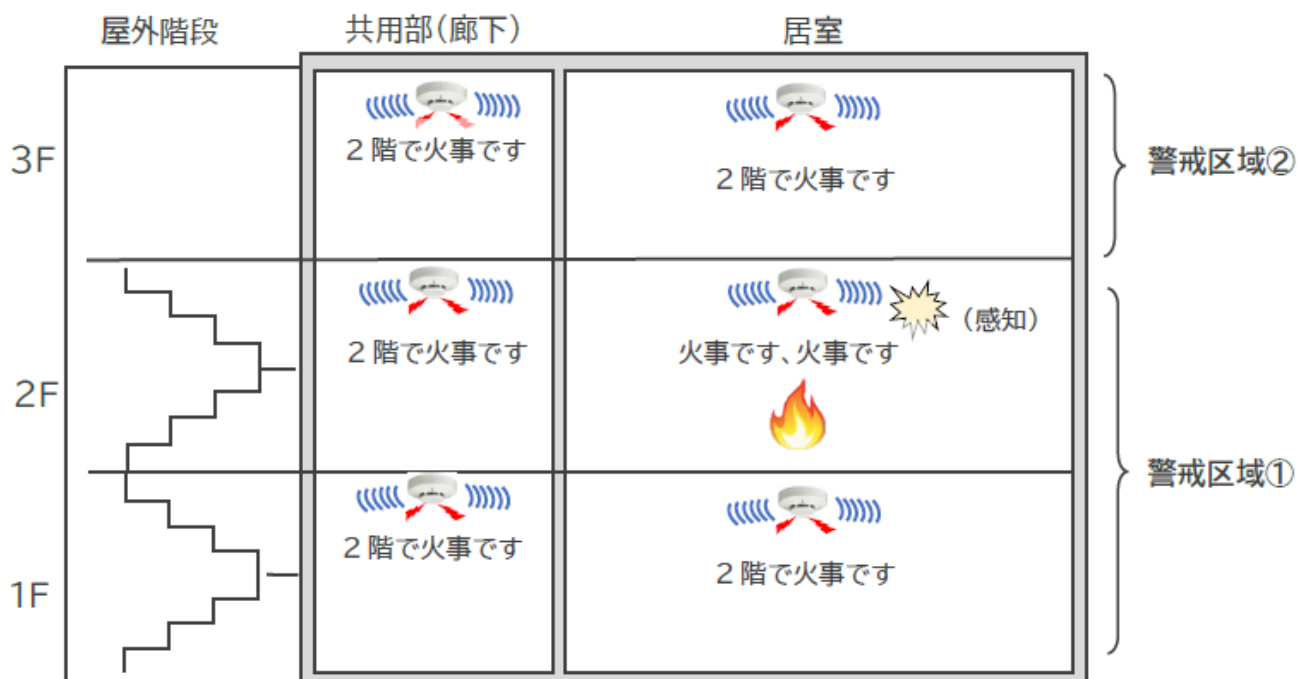
なお、当該連動型感知器には感知器等規格省令第43条第1号ソの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることから、これにより製品上の判別することができること。

(3) 感知器等規格省令第8条第18条ハに規定される火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器にあっては、感知器等規格省令第43条第1号レの規定により、「火災発生区域特定機能付」と表示が付されること。

別添Ⅰ

特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器の設置イメージ

例Ⅰ 警戒区域が2以上かつ延べ面積が300㎡未満（3階建ての（6）項口）の場合



例Ⅱ 令第21条第1項第7号に規定する防火対象物（（6）項口）の場合



複合用途防火対象物における特定小規模施設用自動火災報知設備の取扱いについて

下記例1から例3に掲げる防火対象物の場合、令第9条の適用により、令第21条第1項第1号及び第10号に定める部分に自動火災報知設備の設置が必要となる。その場合、当該部分に特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能であり、設置義務が生じた部分のみに設置すれば足りるものである。

延べ面積が300㎡未満の(16)項イの防火対象物の場合

-  ... 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置義務がある部分
-  ... 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置義務がない部分

例1 特定小規模施設が異なる用途の場合

屋外階段	
	2 項ニ (90 ㎡) (令 21-1-1)
	1 5 項 (100 ㎡) (令 21-非該当)
	3 項ロ (100 ㎡) (無窓階_令 21-1-10)

例2 特定小規模施設が同一用途の場合

屋外階段	
	3 項ロ (100 ㎡) (無窓階_令 21-1-10)
	15 項 (90 ㎡) (令 21-非該当)
	3 項ロ (100 ㎡) (無窓階_令 21-1-10)

例3 平屋の場合

6 項ロ (100 ㎡) (令 21-1-1)	1 5 項 (90 ㎡) (令 21-非該当)	6 項ロ (100 ㎡) (令 21-1-1)
----------------------------	----------------------------	----------------------------

※より効率的・効果的に火災警報を伝達するためには、設置義務のない用途やその部分にも連動できる感知器を設置することが望ましい。